

令和5年度

業務名：令和5年度 那覇港海域環境保全計画策定に係る調査業務委託

業務地名：那覇港地内

工期：契約の翌日から令和6年2月29日まで

特記仕様書

第1条（本業の目的）

本業務は、令和4年度の港湾計画改訂や港湾における情勢、「那覇港（浦添ふ頭地区）港湾整備に伴う海域環境保全マニュアル」を踏まえ、那覇港港湾区域全体におけるサンゴ類、藻場、干潟や希少種であるカサノリ類の造成・再生・保全に係る那覇港海域環境保全計画策定に向けた基礎調査を行うものである。

第2条（共通仕様書の適用）

本業務は、沖縄県土木建築部制定の「設計業務等共通仕様書」、「測量業務等共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づき実施しなければならない。
なお、共通仕様書は最新版を用いること。

特記仕様書

[那覇港管理組合]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		3	「共通仕様書」に対する特記及び追加事項について	1	「共通仕様書」に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。
		4	適用について		本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、監督員の指示を受けなければならない。
		5	本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の取り扱いについて		本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率(当初契約額÷当初設計額)を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。
		6	照査の実施について		本業務は、土木設計業務等委託契約書第11条(照査技術者)の照査技術者を定めるものとする。
		7	管理技術者の資格要件について		管理技術者は、「共通仕様書」の定めのほか技術士については下記も満たす者とする。 下記の資格のいずれかを有すること。 1 技術士[総合技術監理部門](環境)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 2 技術士[建設部門](建設環境)または[環境部門](環境保全計画)で平成12年以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。 3 技術士[建設部門](建設環境)または[環境部門](環境保全計画)で平成13年以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(技術士制度における技術部門)に4年以上従事している者。

特記仕様書

[那覇港管理組合]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		8	管理技術者の直接的雇用関係について	1	管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。
				2	「直接的な雇用関係」を証明する資料(健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの)を、着手届と共に提示しなければならない。
		9	照査技術者の資格要件について		照査技術者は、「共通仕様書」の定めのほか、管理技術者の保有資格と同じとする。
		10	照査の方法について		本業務においては、詳細設計照査要領(平成29年7月版)に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行うものとする。 なお、詳細設計照査要領については、沖縄県 技術・建設業課のホームページに掲載している。 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyuu/itaku-doboku-eizen.html
		11	成果物の提出について		本業務における成果物は、「電子媒体(CD-R)」と「紙」によるものとする。 1 業務報告書(黒表紙金文字:A4版) 2部 2 電子成果品 2部
		12	配置技術者の確認について	1	受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
				2	業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下のとおりとする。 1 業務打合せ(電話等打合せを含む)において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者 2 現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者

特記仕様書

[那覇港管理組合]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		13	業務概要	<p>3 業務実績情報システム(テクリス)に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。</p> <p>4 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テクリス)へ登録された場合についても、同様とする。</p>	<p>別紙、業務概要のとおり。</p>